

2021年1月7日

エコアクション21地域事務局
責任者各位

(一般財団法人持続性推進機構)
エコアクション21中央事務局長

**新型コロナウイルス感染症に係る特別措置法に基づく緊急事態宣言(再発令)について
(通知)**

この度の政府が発出した「緊急事態宣言」(再発令)により、エコアクション21認証・登録に係る手続等について、2020年12月2日付けの「予備的なお知らせ」で通知した内容を踏まえ、下記の通り、緊急的な対応をお願いします。

地域事務局の皆様には、大変なご不便をおかけいたしますが、ご理解のほど、お願い申し上げます。

記

1. 2021年1月7日に政府より再発令された緊急事態宣言において指定された都道府県に所在する事業者様の「更新・中間審査」(書類審査及び現地審査)については、緊急事態宣言の指定が解除されるまでの間、その一切を停止します。
なお、本日以降、新たに緊急事態宣言により指定された都道府県・区域に所在する事業者様についても同様の対応とします。
2. すでに更新・中間審査の申込を受けている事業者様へは、緊急事態宣言の指定が解除された後に審査を行う旨を必ずお知らせ願います。
3. また、「新規」事業者様からの審査申込がすでに提出されている場合は、当該事業者様に、審査が遅延する旨を必ずお知らせ願います。
4. 緊急事態宣言で指定された都道府県・区域以外に所在する事業者様の審査において、指定された都道府県・区域に居住する審査員は選任しないでください。
5. ただし、この間の中央判定委員会は予定通り開催いたします。
6. 緊急事態宣言の発出に係る地域事務局の運営体制については、指定された都道府県か否かにかかわらず、各地域事務局の判断によってください。
なお、地域事務局を休止される場合は、その旨、メールにて中央事務局まで速やかにご連絡願います。

以上